

65歳以上の方へ
介護保険料決定通知書を
6月14日付でお送りしました

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の収入の減少が一定程度見込まれる場合は、保険料(令和3・4年度)の減免制度があります。同封している「令和4年度介護保険料のお知らせ」または区のホームページをご覧ください。
 関介護保険課 ☎5432-2643 FAX5432-3042

令和3年度下半期の財政状況(4年3月31日現在)

区では、皆さんに納めていただいた区税などの収入の状況や、それがどのように使われているのか、区の財産や特別区債及び一時借入金の状況がどのようになっているのかを、6月と12月の年2回公表しています。また、4月には当初予算の概要を、11月には決算の概要を公表しています。

今回は、令和3年度下半期(3年10月～4年3月)の財政状況をお知らせします。

※出納整理期間(4月1日～5月31日)の数値は含まれていないため、最終的な決算額とは異なります。

●一般会計における予算現額



●一般会計執行状況

歳入		予算現額	3927.5億円	歳出		予算現額	3927.5億円
		収入済額(収入率)	3567.7億円(90.8%)			支出済額(執行率)	3084.7億円(78.5%)
特別区税	区民税やたばこ税等	1283.9億円	1216.0億円(94.7%)	民生費	高齢者や障害者、子どもの福祉等	1923.5億円	1627.0億円(84.6%)
	国・都支出金	1305.5億円	1112.3億円(85.2%)		総務費	区民施設の運営や文化振興、防災対策等	563.2億円
特別区交付金	各区の行政水準の均衡を図るための都からの交付金	597.9億円	599.6億円(100.3%)	土木費		道路や公園の整備等	388.4億円
	繰入金・特別区債	88.6億円	4.8億円(5.4%)		教育費	小・中学校や図書館の運営等	407.5億円
その他	積立金からの取り崩しや借入金	88.6億円	4.8億円(5.4%)	衛生費		健康増進事業、感染症予防等	332.7億円
	使用料や地方特例交付金等	651.7億円	635.0億円(97.4%)		その他	公害対策、産業の振興、議会活動等	312.1億円

●特別区債現在高

目的	金額	
総務債	区民センター・区民利用施設建設等	120.5億円
民生債	特別養護老人ホーム・障害者福祉施設の建設等	99.8億円
土木債	公園・道路の整備等	152.6億円
教育債	学校の改築等	231.8億円
減税等補てん債	住民税減税等による減収を補うため	18.0億円
合計残高		622.8億円
前回(3年3月31日)現在高		647.7億円

区民1人あたりの区債
 6万7905円 ※前年同期に比べ、2456円減少

1世帯あたりの区債
 12万6800円 ※前年同期に比べ、4869円減少

●一時借入金

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。
 ※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

●特別会計執行状況

	国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計	学校給食費会計
予算現額	833.4億円	224.0億円	708.3億円	31.2億円
歳入	収入済額	771.6億円	214.3億円	623.1億円
	収入率	92.6%	95.6%	88.0%
歳出	支出済額	778.0億円	213.1億円	606.4億円
	執行率	93.4%	95.1%	85.6%

●区有財産の状況

土地	254万2611.04平方 [㎡]
建物	128万3160.13平方 [㎡]
工作物	304億8236万円
有価証券	4億3000万円
出資による権利	28億4296万円
債権	66億570万円
基金	1264億4522万円

●区民の区税負担

特別区税(区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりに換算した額は、次のとおりです。

年度	1人あたり	1世帯あたり
3年度	13万9988円	26万1400円
2年度	13万6302円	25万5067円
元年度	13万4608円	25万2719円

※各グラフ及び表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値が一致しない場合があります。

関財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011

6月23～29日は男女共同参画週間です～『あなたらしい』を築く、『あたららしい』社会へ

性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会に向けて、この機会に考えてみませんか。
 区では、「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、年齢、性別、国籍や民族、障害の有無などにかかわらず、全ての人が、自分らしく暮らせる地域社会をめざしています。
 条例では、性別等の違いまたは国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消を規定しています。
 不当な差別的取扱いをしたり、差別を助長したりすることがないように、配慮をお願いします。



関人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710

区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコール
 午前8時～午後9時(年中無休)
 ☎5432-3333
 FAX 5432-3100

マーク概要
 対象(特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者) 日時・日程
 会場 当日直接会場へ 講師 費用(特に記載がない場合、無料)
 備考(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子から小学校就学前までを対象)
 申込方法 関問合せ先
 ☎はパソコン、☎はパソコン・スマートフォン(一部)で区のホームページ(右記二次元コード)から申込可。※一部対応できない機種があります。



ハガキ・ファクシミリの記入例
 ●あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504世田谷4-21-27 世田谷区役所へ)
 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
 ●連記・重複申込不可
 ●特に条件のある場合は明記します

- ①行事名(コース)など
- ②住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤電話またはFAX番号
- ⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢